

保養等施設利用券

公立学校共済
組合京都支部

[注意事項をよく読んで記入してください。]

①利用する本人の組合員証のコピーがされていること→
(被扶養者が利用する場合は、被扶養者証をコピー)

【公立学校共済組合 組合員証のコピー】

(又は組合員被扶養者証のコピー)

(コピー機にカードとこの用紙をセットしコピーしてください。)

なお、組合員証のコピーがない場合は、助成を受けることができません。
<所属の職員証等は不可>

観光協会等番号

| | | | |
|-------|-----|--------------|---------|
| 利用者 | 区分 | 組合員・被扶養者 | |
| | 氏名 | | |
| | 年齢 | 歳 | |
| 利用施設名 | 番号 | 宿泊利用する保養等施設名 | |
| | 助成額 | 一泊につき3,000円※ | |
| 利用年月日 | 平成 | 年 | 月 日 |
| | 平成 | 年 | 月 日 (泊) |

←② どちらかに○のこと

←③ ①の内容と一致のこと

←④ 満年齢を記載のこと

←⑤ 観光協会等番号及び保養等施設名を記載すること。

※宿泊料が助成額を超える場合のみ助成対象となります。

←⑥ 利用年月日を記載

| | |
|---|-----------------------|
| 1 | かやぶきのお宿 またべ |
| 2 | 海の京都DMO 伊根地域本部 |
| 3 | 野原観光協会 |
| 4 | 小天橋観光協会 |
| 5 | 海の京都DMO 京丹後地域本部 網野町支部 |
| 6 | 海の京都DMO 京丹後地域本部 丹後町支部 |
| 7 | 宮津市由良民宿組合 |
| 8 | 海の京都DMO 天橋立地域本部 |

※「海の京都DMO」=「(一社)京都府北部地域連携都市圏振興社」の通称

- 本利用券の利用に際し、公務出張でないことを申し出ます。
- 本利用券に記載された個人情報、利用資格の確認のために利用されることに同意します。
- 保養等施設が受領した本利用券及び本利用券に記載された個人情報を共済組合の施設利用料金の請求に利用されることに同意します。

上記のとおり利用します。

↓⑦日付・住所記入、記名押印のこと

平成 年 月 日

住 所

氏 名

組合員

電 話 番 号 ()

所 属 所 ()

所属所電話番号 ()



【利用券の注意事項】

- 利用券は、**1人1回につき1枚**必要です。(同一施設連泊の場合は1枚)
- 利用対象の被扶養者は、**小学生以上**です。
- 利用者が被扶養者である場合も、必ず、**組合員の氏名、押印**が必要です。
- 記載漏れ等がないことを必ず確認してください。(①～⑦)**
- 旅行会社等を経由して、代金を旅行会社等に支払う場合は利用できません。

【利用時の注意事項】

- この利用券は、施設到着と同時に提出してください。
- 施設の請求額から上記助成額を差し引いた金額を施設に支払ってください。

○利用券に記載漏れ等がある場合は、助成を受けることはできません。

○助成後に不備が見つかった場合には、助成額を返納していただきます。

○利用券の記載等に関する問い合わせをする場合があります。

○公立学校共済組合組合員証又は組合員被扶養者証以外のコピーは不可とします。